

令和5年度 松戸市病院事業会計予算

(総 則)

第1条 令和5年度病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1. 市立総合医療センター事業

(1) 病 床 数 (許 可)

一 般 病 床	592 床
感 染 病 床	8 床
計	600 床

(2) 年 間 延 患 者 数

入 院 患 者 数	183,000 人
外 来 患 者 数	257,580 人
計	440,580 人

(3) 1 日 平 均 患 者 数

入 院 患 者 数	500 人
外 来 患 者 数	1,060 人

(4) 主 要 な 建 設 改 良 事 業

○医療器械整備	588,812 千円
○別棟建設費	67,730 千円

2. 市立東松戸病院事業

(1) 病 床 数 (許 可)

一 般 病 床 181 床

(2) 年 間 延 患 者 数

入 院 患 者 数 16,689 人

外 来 患 者 数 14,384 人

計 31,073 人

(3) 1 日 平 均 患 者 数

入 院 患 者 数 45 人

外 来 患 者 数 59 人

3. 市立介護老人保健施設梨香苑事業

(1) 入 所 定 員 (許 可) 50 人

(2) 年 間 延 利 用 者 数

入 所 者 数 11,346 人

通 所 者 数 10 人

計 11,356 人

(3) 1 日 平 均 利 用 者 数

入 所 者 数 31 人

通 所 者 数 0 人

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款	市立総合医療センター事業収益	21,717,401	千円
第1項	医 業 収 益	20,526,019	千円
第2項	医 業 外 収 益	859,351	千円
第3項	看 護 学 校 収 益	183,341	千円
第4項	保 育 所 収 益	148,689	千円
第5項	特 別 利 益	1	千円
第2款	市立東松戸病院事業収益	1,869,537	千円
第1項	医 業 収 益	774,597	千円
第2項	医 業 外 収 益	1,094,939	千円
第3項	特 別 利 益	1	千円
第3款	市立介護老人保健施設梨香苑事業収益	219,274	千円
第1項	施 設 事 業 収 益	152,497	千円
第2項	施 設 事 業 外 収 益	66,776	千円
第3項	特 別 利 益	1	千円

支 出

第1款	市立総合医療センター事業費用	24,357,751	千円
第1項	医 業 費 用	23,299,760	千円
第2項	医 業 外 費 用	643,331	千円
第3項	看 護 学 校 費 用	183,342	千円
第4項	保 育 所 費 用	201,049	千円
第5項	特 別 損 失	269	千円
第6項	予 備 費	30,000	千円

第2款	市立東松戸病院事業費用	1,936,756	千円
第1項	医 業 費 用	1,923,979	千円
第2項	医 業 外 費 用	7,775	千円
第3項	特 別 損 失	2	千円
第4項	予 備 費	5,000	千円

第3款	市立介護老人保健施設梨香苑事業費用	292,274	千円
第1項	施 設 事 業 費 用	240,685	千円
第2項	施 設 事 業 外 費 用	50,587	千円
第3項	特 別 損 失	2	千円
第4項	予 備 費	1,000	千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,015,408千円は、過年度分損益勘定留保資金1,015,408千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款	市立総合医療センター資本的収入	1,137,263	千円
第1項	企 業 債	581,000	千円
第2項	出 資 金	533,687	千円
第3項	負 担 金	22,572	千円
第4項	投 資	2	千円
第5項	固定資産売却代金	1	千円
第6項	寄 附 金	1	千円
第2款	市立東松戸病院資本的収入	15,748	千円
第1項	出 資 金	15,746	千円
第2項	固定資産売却代金	1	千円
第3項	寄 附 金	1	千円
第3款	市立介護老人保健施設梨香苑資本的収入	2	千円
第1項	固定資産売却代金	1	千円
第2項	寄 附 金	1	千円

支 出

第1款	市立総合医療センター資本的支出	2,131,684 千円
第1項	建設改良費	1,051,188 千円
第2項	投 資	25,320 千円
第3項	償 還 金	1,045,176 千円
第4項	予 備 費	10,000 千円
第2款	市立東松戸病院資本的支出	36,236 千円
第1項	建設改良費	3 千円
第2項	償 還 金	26,233 千円
第3項	予 備 費	10,000 千円
第3款	市立介護老人保健施設梨香苑資本的支出	501 千円
第1項	建設改良費	1 千円
第2項	予 備 費	500 千円

(継 続 費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1.市立総合医療センター資本的支出	1.建設改良費	市立総合医療センター別棟建設事業	2,236,000 千円	令和5年度	0 千円
				令和6年度	2,236,000 千円

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
施設総合管理業務委託	令和5年度から 令和7年度まで	1,030,000 千円
滅菌等包括業務委託	令和5年度から 令和7年度まで	414,692 千円
院内洗濯等業務委託	令和5年度から 令和7年度まで	58,894 千円
院外検体検査業務委託	令和5年度から 令和9年度まで	807,779 千円
手術支援ロボット 保守点検業務委託	令和5年度から 令和9年度まで	69,520 千円

(企業債)

第7条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
市立総合医療センター 医療器械整備事業	581,000 千円	証書借入 又は 証券発行	4.5% 以内	この資金は借入先の融通条件により償還する。 ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利債に借換えすることができる。

(一時借入金)

第8条 一時借入金の限度額は、次のとおりと定める。

- | | |
|-----------------|--------------|
| 1. 市立総合医療センター事業 | 2,500,000 千円 |
| 2. 市立東松戸病院事業 | 300,000 千円 |

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第9条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 医 業 費 用
- (2) 医 業 外 費 用
- (3) 看 護 学 校 費 用
- (4) 保 育 所 費 用
- (5) 施 設 事 業 費 用
- (6) 施 設 事 業 外 費 用
- (7) 特 別 損 失

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第10条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- | | |
|--------------------|---------------|
| 1. 市立総合医療センター事業 | |
| (1) 職 員 給 与 費 | 12,079,367 千円 |
| (2) 交 際 費 | 114 千円 |
| 2. 市立東松戸病院事業 | |
| (1) 職 員 給 与 費 | 1,158,632 千円 |
| (2) 交 際 費 | 30 千円 |
| 3. 市立介護老人保健施設梨香苑事業 | |
| (1) 職 員 給 与 費 | 185,301 千円 |

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、次のとおりと定める。

- | | |
|-----------------|--------------|
| 1. 市立総合医療センター事業 | 4,016,400 千円 |
| 2. 市立東松戸病院事業 | 46,293 千円 |

(重要な資産の取得)

第12条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

- | | | | |
|-----------------|------|------------|------|
| 1. 市立総合医療センター事業 | (種類) | (名称) | (数量) |
| (1) 取得する資産 | 医療器械 | 血管造影X線撮影装置 | 1 式 |

令和5年2月21日提出

松戸市長 本郷谷 健次